

トランプ新政権の政策が 日本企業に与える影響 と対応

2025年2月14日

国際貿易投資研究所(ITI)

高橋俊樹

就任初日での関税発動は実行せず

- トランプ氏2025年1月20日、第47代大統領に就任
- **覚書** (memorandum:官報掲載や根拠法が不必要)で「アメリカファースト貿易政策」を打ち出す
- 覚書で、連邦政府機関に、「外国における不公正な貿易慣行の特定」、「米国の貿易赤字の影響の評価と対応措置の勧告」、「カナダ、メキシコ、中国からの移民や麻薬の流入の評価と対応措置の勧告」、「『ゼロ化(zeroing)』を含む反ダンピング・相殺関税の適用方法の見直し」、等を要求。
- 25年2月7日、**日米首脳会談**を実施。「自由で開かれたインド太平洋」、日本の対米投資の促進(1兆ドル)、日本製鉄のUSスチールへの投資、石油・天然ガスの日米合併事業、互惠関税等が話し合われた

覚書で「アメリカファースト貿易政策」を指示

- トランプ大統領は、関税引き上げに備えた不公正貿易慣行等の調査や勧告の指示を前回よりも**早めに実施**
- 前政権における4年間の経験と今回の大統領選挙における圧勝から、自信を持って交渉を展開可能
- 用意周到に準備をすればするほど、効果的に中国などと交渉し、譲歩を引き出すことが可能
- 2026年の**中間選挙**までに、インフレの抑制や移民対策及び関税引き上げ交渉の成果が現れなければ、トランプ第二次政権は支持率急落の恐れがある
- 調査や勧告の締め切りは2025年**4月1日**、中国への10%の追加関税は**2月4日発動**、カナダ・メキシコへの25%の関税賦課は**1か月延期**

USMCA、為替操作、対中関税の見直しを要請

- USTR(米国通商代表部)に、**USMCA**(米国・メキシコ・カナダ協定)の見直しに備え協定の評価を指示
- 財務省に、貿易相手国の**為替操作**への対抗措置の勧告を要求、さらに対外歳入庁(ERS)の設置調査を要求
- USTRに、**対中追加関税**の追加・変更の可能性の検討を指示
- 経済政策担当大統領補佐官には、商務省、USTRなどと協議の上、**鉄鋼・アルミ**に対する追加関税の除外の現状を評価し、追加調査を検討するよう命じた
- 国務省と商務省には、技術的優位性を維持・強化する方法、**輸出管理の抜け穴を特定して排除する方法**、戦略的ライバル国へのソフトウェア、技術の移転を可能にする抜け穴について評価し、勧告することを要求
- 商務省とUSTRには、中国との**恒久的正常貿易関係(PNTR)**に関する法案を評価し、同法案の変更案を勧告するよう求めた

トランプ大統領の関税引き上げの動き

- 世界一律10～20%のユニバーサル・ベースライン関税を賦課(根拠法；国際緊急経済権限法(IEEPA)、1974年通商法122条)
- 中国からの輸入品に対して60%の関税(1974年通商法301条、1930年関税法338条)
- メキシコから輸入される中国車に100%～200%の関税を賦課(1962年通商拡大法232条)
- 移民・麻薬の流入を理由にメキシコ・カナダに25%関税、中国に10%関税を賦課(国際緊急経済権限法(IEEPA)；2019年に移民流入で検討)
- 外国が米国製品に関税を課す場合、米国も同等の関税を課すことができる互恵通商法を検討
- 25年2月9日に鉄鋼・アルミへの25%の関税賦課を表明⇒日本にも適用か

トランプ政権が検討している関税措置の法的根拠

- ・ **国際緊急経済権限法 (IEEPA)** : ライトハイザーUSTR元代表が示唆
大統領は国家安全保障、外交政策や経済に重大な脅威があるとして、緊急事態を宣言した場合、大統領権限を行使できる、前身の対敵通商法 (TWEA) は1971年8月のニクソンショック時の10%課徴金の課税に適用
- ・ **1930年関税法338条** : ライトハイザーUSTR元代表が示唆
大統領が、特定国が米国に不利益をもたらす差別待遇を採用していると認定した場合、当該国からの輸入に最大50%の追加関税を賦課できる
- ・ **1974年通商法301条** : 最大25%対中追加関税に適用(調査12か月以内)
貿易相手国の不公正な貿易・通商慣行に対する措置の権限を米国通商代表部(USTR)に与え、大統領が制裁措置を発動
- ・ **1962年通商拡大法232条** : 鉄鋼、アルミへの関税(調査270日以内)
商務長官がある輸入製品による国家安全保障上の脅威の有無を調査し、当該輸入製品が米国の国家安全保障に脅威を与えると判断した場合、大統領は輸入調整措置を取ることができる
- ・ **1974年通商法122条** : USTR代表に指名されたグリア氏が示唆
巨額かつ重大な国際収支赤字に対処するため、大統領はいつでも、従価で15%を超えない範囲の輸入課徴金あるいは輸入割当などの規制措置を150日間を限度に賦課できる。⇒全世界からの輸入に適用可能

関税引き上げ以外の主な経済通商政策

- ・ インフレの収束で所得格差の是正、**ドル安**で輸出の拡大を目指す
- ・ **IPEF**(インド太平洋経済枠組み)や**パリ協定**からの離脱
- ・ IRA(インフレ削減法)、**EV税額控除**、燃費規制、自動車排ガス規制などの改正・廃止
- ・ 2017年税制改革法の改正や延長で、中低所得層や企業を対象とする**減税**を実施
- ・ 中国への恒久的正常貿易関係(PNTR)の撤回
- ・ メキシコで生産された中国車の輸入 (**迂回輸入**) に、USMCA見直しでの原産地規則の強化や規則の改正で対応

第2段階の日米貿易交渉はスタートするか

- トランプ第1次政権は、日本の農産物市場の自由化、自動車・同部品の分野における非関税障壁の撤廃、米国車の対日輸出拡大などを模索
- トランプ第2次政権は、対日貿易赤字削減のため、第2段階の日米貿易交渉を検討か
- 積み残した日本の自動車・同部品、農産物、医薬品、通信機器などの自由化のため、取引材料としてユニバーサル・ベースライン関税を活用
- **前回**の取引材料は、自動車への1962年通商拡大法232条の発動⇒**今回**は、ユニバーサル・ベースライン関税の賦課

ユニバーサル・ベースライン関税の適用

- ウィルバー・ロス前商務長官は、カナダのエネルギー分野や鉄鋼・アルミなどはユニバーサル・ベースライン関税の適用除外と発言
- 同関税は、**国別に例外となる分野・品目**が定められる可能性がある
- ワシントン・ポスト紙は2025年1月6日、世界一律10～20%のユニバーサル・ベースライン関税は、**鉄鋼・アルミ・銅等の防衛産業に関わる品目、医療用品、バッテリー、レアアース、太陽光パネル等**の品目に対象を絞って適用される計画があると報道

ユニバーサル・ベースライン関税へ報復するか

- 日本は、1962年通商拡大法232条による鉄鋼・アルミへの関税賦課に報復しなかった
- 報復関税で得られるメリットよりも、政治的な問題も含めて、総体的にデメリットの方が大きいとの判断
- 米国は232条による鉄鋼・アルミへの関税賦課で、カナダ、メキシコ、オーストラリアへの適用を除外
- 日本には適用したが、22年2月に鉄鋼製品の一部に、EU同様に一定の割当量まで日本からの輸入に対して関税を免除(関税割当)することで合意
- ワシントン・ポスト紙が正しければ、日本は**自動車・同部品への関税賦課を免れる**可能性がある。

トランプ大統領の要求と日本の対応

- トランプ大統領が**第2段階の日米貿易交渉、実施の期間はユニバーサル・ベースライン関税の適用猶予を提案**する可能性がある
- ユニバーサル・ベースライン関税の対象品目が鉄鋼や衣料品及びバッテリー等に限定されるならば、日本が第2段階の日米貿易協定を受け入れる**可能性は低くなる**
- 同関税を全品目で課税するならば、その課税率が**10%、15%、20%**かによって、日本の対応は微妙に違う

60%の対中関税の日本企業への影響

- 対中追加関税が60%になれば、中国で製造し対米輸出を行っている日本企業に大きな打撃
- 在中国日系企業は、最大25%の対中追加関税の賦課に適用除外を申請
- 60%の対中追加関税は、除外された品目を継続できるかどうかは現段階では未定
- 最初から仕切り直しをするのであれば、日本企業は例外適用品目の申請の手続きにさらなる時間と労力が必要
- **第2段階の米中貿易協定交渉**の開始は、日本企業にも影響を及ぼす可能性がある

歴史的にも高い60%の対中関税

- 中国への60%の関税は、2018年発動開始の最大で25%の対中追加関税、フェンタニルの流入に対する10%の追加関税、にさらに追加されると見込まれる
- 60%超の関税は、米国の通商史においても高い水準(大恐慌以前は20～60%)
- 中国との恒久的正常貿易関係(PNTR)を撤回する法案が可決されれば、60%を超える対中関税を課すことが容易

メキシコからの中国製品の輸入阻止が狙い

- 2026年から始まる「USMCAの見直し」の狙いは、中国からのメキシコへの投資拡大の抑制、中国企業によりメキシコで生産された製品の輸入、メキシコ経由の中国製品の迂回輸入、の阻止
- USMCAのパネルは原産地規則(ロールアップ方式)の解釈において、米国に不利な判断を示した
- USMCAの見直しで、トランプ大統領はロールアップ方式の再交渉や原産地規則の厳格化やEV税額控除に類似のルールを導入を要求か
- 自動車・同部品等の生産をメキシコから米国・中南米へ移管することもあり得うるが、結局は高い関税を支払ってもメキシコでの生産を選択する可能性がある

USMCA見直し交渉の日本企業への影響

- カナダのオンタリオ州首相は、メキシコが中国製品の輸入チャネルとして機能しており、メキシコをUSMCAから除外し、米加2国間で貿易協定の締結を主張
- カナダの連邦政府のトルドー首相は、メキシコ抜きのUSMCA見直し協議を否定
- トランプ大統領が、メキシコ政府の対応に満足せず、USMCA見直しで継続を認めなければ、同協定は発効から16年後に終了⇒現時点では可能性は低い
- 1,700万人以上の雇用が北米全体の「貿易」に依存、450万人は米国の雇用
- 北米間の貿易は何度も国境を越えるため、USMCAが終了したり、原産地規則が厳格化されれば、日本企業はメキシコを活用した北米戦略の転換が不可欠

IPEFの5つの協定の内、4つの協定が発効

- インド太平洋経済枠組み(IPEF)は、貿易、サプライチェーン、クリーン経済、公正な経済、IPEF協定の5つの協定から成る
- サプライチェーン協定は2024年2月24日、クリーン経済協定とIPEF協定は10月11日、公正な経済協定は10月12日に発効。貿易協定のみ未発効
- トランプ大統領が、IPEFからの離脱を表明しても、サプライチェーン協定や公正な経済協定及びIPEF協定は発効から3年すぎるまで脱退できないと規定
- トランプ大統領は、直ちにサプライチェーン協定、公正な経済協定、IPEF協定から脱退できないので、会議などに出席しないなどの実質的な離脱を実行か

IPEF離脱の日本企業への影響

- 米国が脱退の表明をすれば、ASEANなどの加盟国はIPEFから足が遠のき、霧散する可能性がある
- 日本は、TPPのケースのように、他の加盟国の協力を得ながら、徐々にリーダーシップを発揮し、実質的に米国抜きでIPEFの維持発展を図るというシナリオを選択可能
- 日本が、TPPのようにIPEFを取り込めるかどうかは、他の参加国の協力を得られるかがポイント
- トランプ第2次政権は4年で終了するので、トランプ次期大統領の次の大統領の就任までIPEFの維持を粛々と続け、次の大統領の下での米国のIPEF復帰を待つというオプションもある

トランプ関税政策に対する日本企業の対応

- 自社内に「**トランプ対策チーム**」を設置：少数でもいいし、法務部門などが兼務することも可能
- どの関税引き上げが実行され、どれが取引の材料となるのか、**国別・品目別**に賦課されるのか、**品目が限定**されるのか、などを情報収集
- 自社のどの製品が10～20%の関税引き上げにより米国市場で不利となるのかをチェック
- 60%の対中関税が賦課された場合の自社への影響を改めて把握⇒中国産の自社製品を米国に**迂回輸出**しているかどうかを確認

関税以外の経済通商政策への日本企業の対応

- 社内の「トランプ対策チーム」は、USMCAが終了するか、ルールがどのように変化するかなどを確認
- 第2段階の日米貿易交渉が開始するか、米国のIPEF離脱の影響、などについて情報収集
- 経済通商政策に関する米国議会の「公聴会」での議論をチェック
- 関税引き上げ等に関する「通知」の内容をチェック：適用除外の規定、ユニバーサル・ベースライン関税は全ての国に一律か、国別・品目別に違うかを確認
- ユニバーサル・ベースライン関税の賦課に対する「コメント」の期間内に意見を提出

トランプ大統領は中国の対米投資を認めるか

- トランプ大統領は2024年7月、共和党の全国大会で、中国の自動車や自動車部品のメーカーが米国で生産を行い、米国で販売するのは規制しないと発言
- 中国の国内消費の低迷に加え、米国による中国製品に対する60%を超える高関税が賦課されれば、経済成長率は一段と低下
- トランプ大統領が中国の対米投資を容認すれば、中国は米国での自動車やバッテリー等を**現地生産**する可能性がある

米国の輸入に占める中国のシェアが激減

	2018年			2023年			2018年～2023年の貿易赤字の金額・シェアの増加		
順位	国	金額	シェア	国	金額	シェア	国	金額	シェア
	世界	-891,251	100.0	世界	-1,061,667	100.0	世界	170,416	-
1	中国	-419,162	47.0	中国	-279,424	26.3	メキシコ	70,862	5.2
2	メキシコ	-81,517	9.1	メキシコ	-152,379	14.4	ベトナム	65,128	5.4
3	ドイツ	-68,250	7.7	ベトナム	-104,627	9.9	カナダ	48,107	4.0
4	日本	-67,630	7.6	ドイツ	-83,021	7.8	韓国	33,452	2.7
5	アイルランド	-46,782	5.2	日本	-71,175	6.7	台湾	32,456	2.5
6	ベトナム	-39,499	4.4	カナダ	-67,861	6.4	インド	22,364	1.1
7	イタリア	-31,569	3.5	アイルランド	-65,342	6.2	タイ	21,408	1.6
8	マレーシア	-26,519	3.0	韓国	-51,398	4.8	アイルランド	18,560	0.9
9	インド	-21,287	2.4	台湾	-47,975	4.5	ドイツ	14,771	0.2
10	カナダ	-19,754	2.2	イタリア	-44,012	4.1	イタリア	12,443	0.6
11	タイ	-19,312	2.2	インド	-43,651	4.1	スイス	5,411	0.2
12	スイス	-18,908	2.1	タイ	-40,720	3.8	インドネシア	4,220	0.2
13	韓国	-17,946	2.0	マレーシア	-26,705	2.5	日本	3,545	-0.9
14	フランス	-16,195	1.8	スイス	-24,319	2.3	マレーシア	186	-0.5
15	台湾	-15,519	1.7	インドネシア	-16,863	1.6	中国	-139,738	-20.7

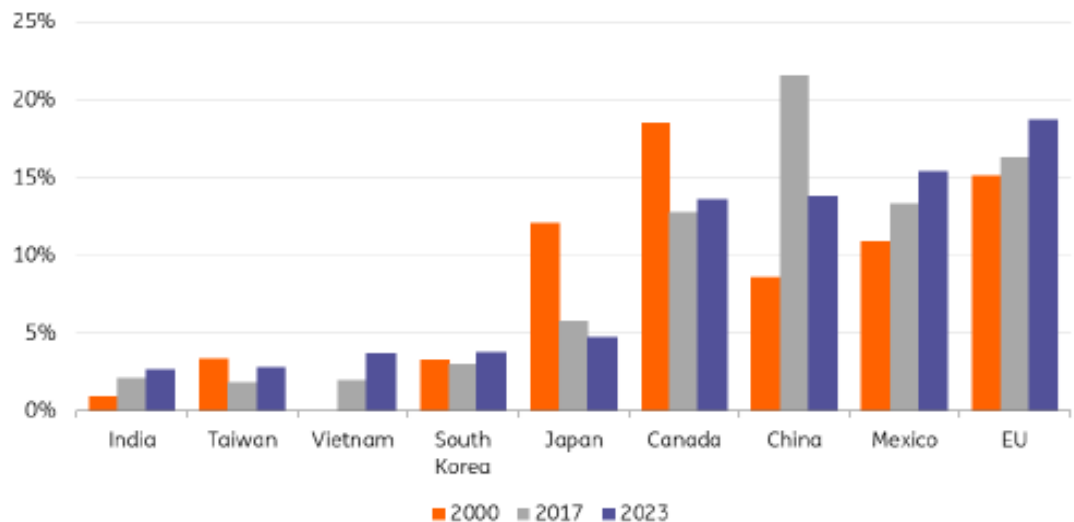
(注1) 一番右の欄の「2023－2018」は、2018年から2023年の5年間で増加(減少)した貿易赤字の金額とシェアを指す。プラス(+)の金額は貿易赤字の増加を示す。

(注2) ベトナムの2018年の貿易赤字は、通関ベース(FAS-Customs Value)の金額。

(資料) 米国商務省経済分析局(BEA)データより作成。

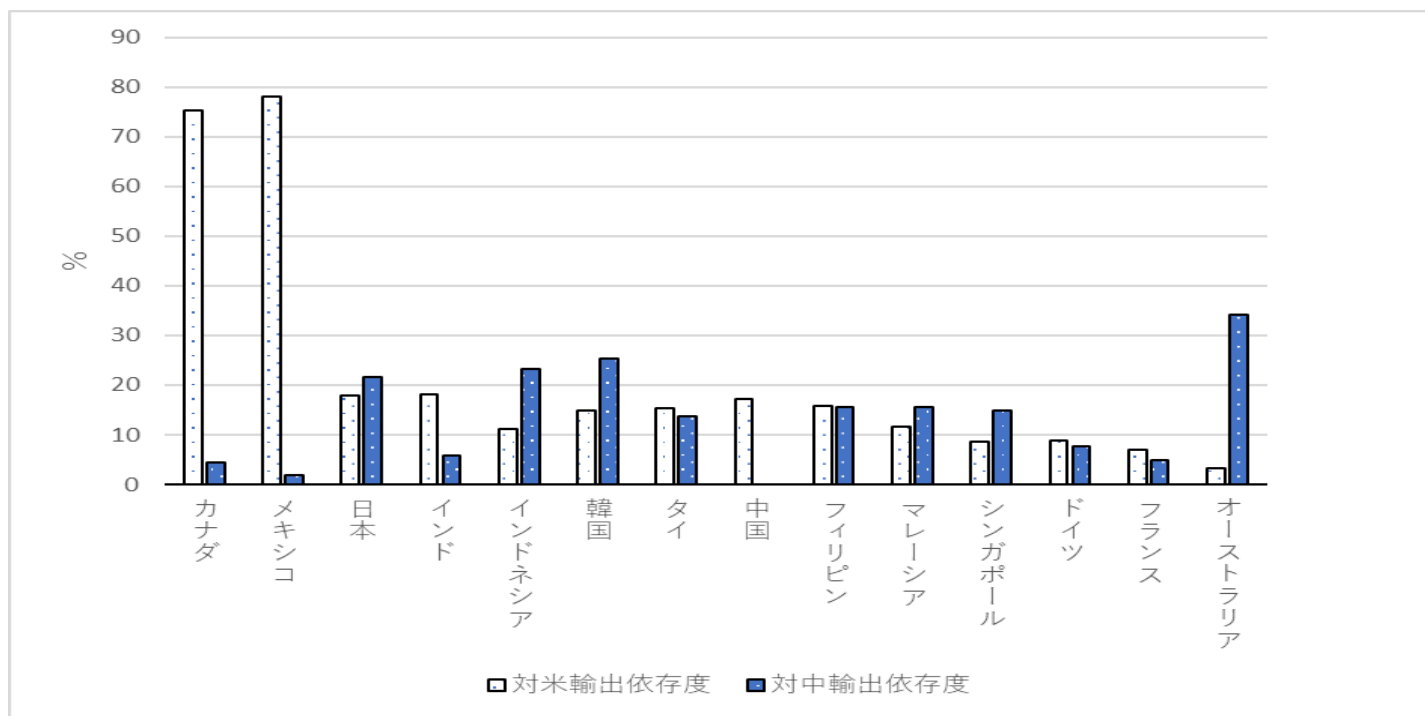
米国の輸入に占める中国のシェアが激減

- 米国の輸入に占めるシェア(2017年～2023年): 中国が7.7%減(2017年21.6%⇒2023年13.9%)。
- カナダ・メキシコやEUだけでなく、韓国・台湾やASEAN(ベトナム、タイ)及びインドなどのアジアが増加、日本は、米国での現地生産の進展もあり、1%減
- 中国からの革製品輸入33.5%減、家具22.6%減
- タバコ3.1%増、医薬品1.8%増、雑製品3.2%増



高いアジアの対米輸出依存度(米国への輸出/世界への輸出)

- 2021年のカナダ・メキシコの対米輸出依存度は7割を超える
- アジアの国々は地政学的な関係から中国への輸出依存度は高いが、対米輸出依存度も総じて高く、カナダ・メキシコ同様に一定の米国市場への供給機能を果たしている
- ユニバーサル・ベースライン関税の賦課は、アジアの対米輸出に大きな打撃



(資料)「世界の統計2024」、総務省統計局

トランプ新政権のアジアへの影響

- アジアは米国の関税引き上げに際し、資源分野の適用除外、電気電子や自動車部品等の除外や関税割当(一定量まで無税)を要求か
- 60%の対中追加関税が実施されれば、G7などの先進国は対中投資を避けて、ASEANやインドなどに投資を転換
- 中国もASEANやメキシコ等への投資を拡大
- メキシコがUSMCA見直し等により、米国向けの供給機能を低下させることになれば、アジアにその機能がシフト

トランプ大統領は迂回輸入を標的か

- 米国は2023年8月、アンチダンピング税(AD)/相殺関税(CVD)の回避のため、カンボジア、マレーシア、タイ、ベトナムを経由した中国企業の太陽光発電製品の迂回輸入を最終決定
- 4か国からの太陽光発電製品の輸入に対しては、供給不足のため22年6月からの2年間は関税免除措置を講じた
- カンボジアへのAD上限率は125.37%、25年2月から適用⇒今後はAD計算でゼロ化を重視
- ウイグル強制労働防止法(UFLPA)の発動：金額ではマレーシア・ベトナムが中国を上回る

まとめ

- 米国のターゲットが中国からやや変化⇒アジア等の米国の輸入に占めるシェアを拡大させた国、中国企業が外国で生産した製品の迂回輸入
- USMCA見直しや中国自動車・電池の対米投資の動向が注目される
- 日本企業には、トランプ対策チームを活用した新サプライチェーン戦略の促進が望まれる



一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)

代表理事・理事長 日下一正

【設立】1989年12月1日

【目的】世界の貿易・投資および企業活動の国際化に関する調査・研究、国内外関係機関との協力および交流、調査研究結果の発表等を行うことにより、わが国および諸外国の経済活動のグローバル化を推進し、もって世界の経済、社会の健全な発展と繁栄に資する。

【事業】上記目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①世界の貿易・投資および企業活動の国際化に関する調査研究。
- ②世界の貿易・投資および企業活動の国際化に関する内外関係機関との協力および交流。
- ③世界の貿易・投資および企業活動の国際化に関する調査研究成果の発表、研究会・セミナー等の開催。
- ④世界の貿易・投資および企業活動の国際化に関する情報の収集および提供。

主な定期刊行物



季刊「国際貿易と投資」 (A5・100頁・季刊)
「世界経済評論」 (B5・100頁・隔月刊)

国際貿易投資研究所(ITI)賛助会員制度ご案内

1989年の創立以来、ITIの調査研究活動の趣旨にご賛同頂きご支援頂く制度として賛助会員制度を設けております。

本賛助会員制度を通じて、皆様のお役に立ちたいと存じますので、ぜひ賛助会へのご加入をご検討賜れば幸いです。

賛助会員様向けサービスの内容

- ITIからの講師派遣
- 調査・研究実施に関する無償参加支援
- 会員からの委託調査の割引受託
- 会員向け特別懇談会へのご招待
- ITI関連定期・不定期刊行物のお届け
- ITI主催セミナーへの優先ご招待

年会費(12か月)

法人会員会費 30万円